

歩行者移動支援サービスの 導入ガイドライン案について

平成24年3月9日

- 本ガイドラインは、主に自治体職員を対象に、歩行者移動支援サービスの導入について初めて検討する担当者の手引きとなることを目的とする。
- 本ガイドラインの第1章では、施策の背景、必要性、理念などを明示する。
第2章では、サービスの技術的な内容や導入事例について紹介する。
第3章では、サービスの導入にあたっての具体的な手順について説明する。
第4章では、各関係者に求められる役割について説明する。
- 本ガイドラインは、現地事業等により導入事例を収集し、今後もスパイラルアップを図っていくもの。

本ガイドラインの構成		ポイント
第1章	1-1 歩行者移動支援サービスとは	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの目的や特徴 ・本書の目的、使い方、構成
	1-2 本ガイドラインの目的と構成	
第2章	2-1 サービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの内容 ・サービスレベルについて
	2-2 サービスレベルの基本的な考え方	
	2-3 サービスレベルに応じた位置特定技術	
	2-4 導入効果	
	2-5 各地域における導入事例	
第3章	3-1 導入の手順	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを導入する担当者のための導入手順 ・担当者が参考とする各プロセスでの実施ポイント
	3-2 実施のポイント	
	3-2-1 事前調査	
	3-2-2 基本検討・詳細検討	
	3-2-3 実施体制づくり	
	3-2-4 システム構築	
	3-2-5 運用準備・本運用	
第4章 各関係者に求められる役割		<ul style="list-style-type: none"> ・サービス導入に関与する関係者と各関係者に求められる役割
第5章 Q&A		<ul style="list-style-type: none"> ・担当者からの質問と回答
[付録] 位置特定インフラの設置		<ul style="list-style-type: none"> ・各位置特定インフラの特徴、設置場所、設置上の留意点

- 第1章では、歩行者移動支援施策の背景、必要性、理念などについて明示する。また、本ガイドラインの目的や使い方などについて説明する。

第1章の見出し	記載内容
1-1 歩行者移動支援サービスとは	<ul style="list-style-type: none">○ユニバーサル社会に向けた社会的状況について示す。○歩行者移動支援サービスの目的や特徴について示す。
1-2 本ガイドラインの目的と構成	<ul style="list-style-type: none">○本ガイドラインの目的について示す。○本ガイドラインの対象者について示す。○本ガイドラインの使い方について示す。○本ガイドラインの構成について示す。○本ガイドラインの役割について示す。

- 第2章では、サービスの内容を示し、サービスの対象者、地域の実情(地下街、観光地 等)に合ったサービスレベルの考え方について説明する。

第2章の見出し	内容と補足事項
2-1 サービスの内容	○歩行者移動支援サービスの内容について示す。
2-2 サービスレベルの基本的な考え方	○サービスレベルの基本的な考え方を示す。
2-3 サービスレベルに応じた位置特定技術	○サービスレベルの違いによる位置特定技術のタイプを示す。
2-4 導入効果	○サービス導入により期待される効果について示す。
2-5 各地域における導入事例	○各地域の導入事例について以下の項目を紹介する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の概要、ニーズや課題 ・サービスの内容と期待される効果 ・システムの構成要素 ・実施体制 ・導入費用(事業費)の目安

○ 第3章では、実際にサービスを導入する場合の一般的な手順や、各プロセスの実施ポイントについて説明する。

プロセス		実施ポイント	
検討段階	(1)事前調査	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のニーズ調査 ・他地域の導入事例を収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制案を作成 ・サービスの基本要件を決定
	(2)基本検討	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制検討 ・導入費用の概算把握 ・導入効果の概算把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制案を作成 ・サービスの実現可能性把握
導入判断(協議会の設置)			
構築段階	(3)詳細検討	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの構築条件整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム条件
	(4)システム構築	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム開発や設備等を設置 ・システム動作テスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの構築
	(5)運用準備	<ul style="list-style-type: none"> ・利用マニュアルの作成 ・試験運用 ・広報周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用マニュアル作成 ・本運用に向けた確認
運用開始			
運用段階	(6)本運用	<ul style="list-style-type: none"> ・運用状況の確認 ・サービスの利用状況を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・導入効果の把握 ・運用段階で把握した課題整理

第4章 各関係者に求められる役割

- 歩行者移動支援サービスでは、地域の様々な立場・分野の関係者の関与を求める必要があるため、協議会を設立し、検討することが望ましい。

また、導入を成功させるには、積極的に導入を推進する先導的コーディネーター(旗振り役)が不可欠である。

- 協議会を設立する場合、サービスの基本要件の決定や、実現可能性の把握では、検討に関係者が関与する必要があることから、「検討段階」で設立することが望ましい。

関係者	求められる役割	
	全員に求められる役割	各関係者に求められる役割
自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ニーズの把握 ・広報活動への関与 	<ul style="list-style-type: none"> ・バリア情報提供 ・既定計画との整合 ・関係者間の調整 等
交通事業者		<ul style="list-style-type: none"> ・運行情報提供 ・施設情報提供 等
福祉団体		<ul style="list-style-type: none"> ・バリア情報提供 等
観光協会		<ul style="list-style-type: none"> ・観光情報提供 等
商工会		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗情報提供 等
学識経験者		<ul style="list-style-type: none"> ・サービス導入への助言 等